

# 9月6日(日)は下仁田町議会議員選挙の投票日です。

## 町議会議員選挙立候補予定者等説明会の開催

下仁田町議会議員は、4年間にわたり町行政全般の議決機関として活躍してきましたが、本年9月9日をもって任期が満了となります。

新しい議員を選ぶ選挙は、9月6日(日)に執行する予定です。なお、選ぶ議員の数は12名です。

### 立候補予定者等説明会

町議会議員選挙の立候補者等説明会を次のとおり開催します。  
立候補を予定している人又はその代理者は出席してください。

日 時: 8月6日(木)  
午後2時～  
場 所: 役場2階201会議室  
内 容: 立候補者届出関係書類の交付・説明  
立候補手続きの説明  
選挙運動等の説明



### 立候補の届け出

日 時: 9月1日(火)  
午前8時30分～午後5時  
場 所: 役場2階201会議室  
\*選挙についての詳しい内容は、次回の広報(8月1日号)でお知らせします。

問合せ先 選挙管理委員会事務局(役場内) ☎ 内線406

## 年金

### ○国民年金保険料免除・猶予制度のお知らせ

20歳以上60歳未満のすべての方は国民年金に加入し保険料を納めることとなります。

保険料がお忘れの状態や、万が一、事故や病気等により障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納付することが困難の場合、一定の基準により保険料の納付が免除や猶予となる制度があります。

### ○申請免除制度

本人配偶者・世帯主の前年所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、所得額に応じて保険料の納付が段階的に全額4分の3半額4分の1が免除されます。

ただし、一部免除の場合は残りの保険料、4分の3免除は4分の1を半額免除は半分を4分の1免除は4分の3を納めないと未納と同じ扱いになります。今年度の免除期間は平成27年7月から平成28年6月までです。

### ○若年者納付猶予制度

本人が30歳未満で、世帯主に関係なく本人配偶者の前年所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、保険料の納付が猶予されます。今年度の猶予期間は平成27年7月から平成28年6月までです。

### ○学生納付特例制度

本人が学生で、前年所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、学生期間中の保険料の納付が猶予されます。今年度の猶予期間は平成27年4月から平成28年3月までです。

### ―申請は原則として毎年必要です―

今まで保険料を一部免除等されており引き続き希望される方は、前年度の期間が6月で終了しますので、7月以降に住民税務課住民係の窓口か高崎年金事務所へ免除申請の手続きをしてください。

なお、申請は原則として毎年必要ですが、全額免除(失業による特例を除く)若年者納付猶予については、申請時に免除等を継続する希望を申し出ただけで次年度以降の申請が不要となります。(学生納付特例の場合は学生の期間については不要。)

※2年1か月前の期間まで遡って免除等の申請ができるようになりました。

### 問い合わせ先

下仁田町役場 住民税務課住民係 ☎ 0274-1821-12(直通)  
高崎年金事務所 国民年金課 ☎ 027-1322-1773-1



# 浄化槽設置しませんか

～合併浄化槽は汚染される河川の水質を浄化する唯一の解決策です～

今、入替えが大変お得!費用負担を次のとおり軽減し、単独槽等からの入替えを促進します。  
今年度の申請の締切りは平成27年12月28日です。早めの計画、申請をお願いします。

## 1 エコ補助金を継続!

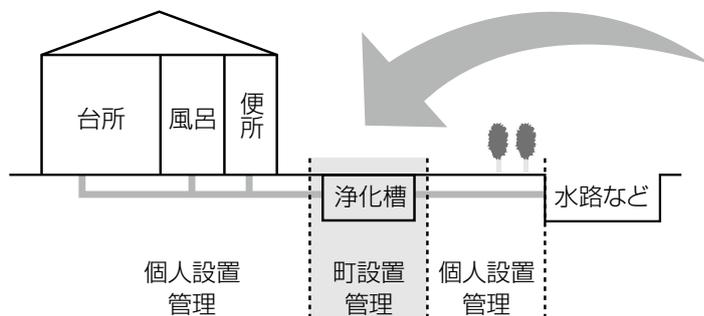
単独浄化槽、汲取り槽から合併浄化槽に入替え、年度内に使用開始する場合、下表の額を助成します。

※申請には、撤去前後の単独浄化槽・汲取り槽の写真が必要となります。

ただし、エコ補助金は来年度以降の継続は不明となっておりますので注意してください。

## 2 分担金軽減を継続!

大好評、平成30年3月(平成29年度)まで次のとおり軽減し、浄化槽を設置します。



人槽区分	分担金	使用料(月額)	エコ補助(予定)
5人槽	<b>150,000円</b>	3,800円	60,000円
7人槽	<b>210,000円</b>	4,600円	70,000円
10人槽	<b>300,000円</b>	5,500円	80,000円

※駐車場仕様は個人負担

## 3 単独浄化槽、撤去します。

単独槽、必要とあれば町が撤去します。ただし、撤去費10万円を超えた分は個人負担です。

## 4 設置規則を見直しました

今まで、合併浄化槽を設置する場所が狭く、設置できなかったお宅でも、出来るだけ設置できるように、対応いたしますので、一度役場に来てご相談ください。

## 5 合併浄化槽の必要性

下仁田町は水源の町であるため、清浄な水を下流へ流す重要な役割を担っています。

現在の水質汚濁の要因は、単独浄化槽または汲取りのご家庭からそのまま放流されている台所、風呂等からの生活排水が多くを占めており、その結果、川や水路を汚したり匂いを発生させたりしています。この水質汚濁を解決する唯一の方法が合併浄化槽です。

現在、単独浄化槽で処理を行っているご家庭では、すでにトイレが水洗化されているため合併浄化槽への転換のメリットがあまり無い様に思われますが、浄化槽を設置すればこれらの問題が解消され、更には環境保全につながります。

## 6 群馬県の汚水処理計画と町の現状

群馬県の汚水処理人口普及率(生活排水処理施設が整備されている区域の割合)は、平成25年度で76.3%で全国第37位であり、決して高くありません。

下仁田町の汚水処理人口普及率は、平成25年度で26.5%(5%上げるには約170基整備が必要)であり、水源の町であるにも関わらず群馬県で最下位を推移しています。県の平均値に近づけるには大変厳しいものがありますが、汚水処理人口向上のため皆様のご理解ご協力が必要です。

問合せ先 建設ガス水道課 土木管理係 ☎64-8807(直通)